



多数者と少数者の人権意識・後編：
アイヌ文化振興法をめぐる意識調査の統計的分析か
らの一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2008-04-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柁岡, 宏成 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005714

多数者と少数者の人権意識・後編

— アイヌ文化振興法をめぐる意識調査の統計的分析からの一考察 —

梶 岡 宏 成

北海道教育大学旭川校法律学研究室

Taking Minority Rights Seriously: A Statistical Analysis of the Attitude Survey of Ainu Culture Law, Part 2

MOMIOKA Hironari

Department of Law, Asahikawa Campus, Hokkaido University of Education

概 要

筆者は、2006年12月から2007年2月にかけて北海道の4地域（旭川市、釧路市、白老町、新ひだか町）の住民を対象として、アイヌ文化振興法に関する意識調査を実施した。本稿では、その調査データの質問項目間の相関関係および因果関係を分析し、さらに自由記入欄に記された様々な意見を集約した。検証の結果、少数者の文化に関心がありそれに接する機会に恵まれれば、少数者の人権に対する意識が高まる傾向が見られること、少数者の人権に関しては当事者である少数者と多数者では見解が全く異なることなどが判明した。

IV. はじめに

筆者は、北海道の中でも伝統的にアイヌ民族が数多く居住してきたとされる4地域の住民を対象としたアイヌ民族の人権に関する意識調査を2006年12月から2007年2月にかけて実施した。前編（拙稿「多数者と少数者の人権意識・前編」北海道教育大学紀要（人文科学・社会科学編）58巻1号29頁（2007年））では、計779通の有効回答を項目ごとに、民族、地域、男女、年齢別で統計的な違いが見られるか詳細に検討した。その結果、アイヌ文化振興法の認知度、同法におけるアイヌ民族の位置づけへの見解がアイヌ民族と和人では異なること、アイヌ文化に対する意識では地域差が顕著であることなどが判明した。

本稿は、同一のデータに基づき、前編とは別の角度から少数者の人権問題を検討することを目的とする。まず、設問項目間においてどの程度の相関関係が見られるかを調べるべく相関係数を求め（V.1.）、それに基づいて項目間の因果関係の鎖を推定し、重回帰分析を行うことにより因果関係の強さを吟味する（V.2.）。このような作業を足がかりとして、少数者の人権に対する意識に影響を与える要素は何かを考える。さらに、自由記入欄に書かれた多様な意見の一部を紹介することによって、偏見や差別にさらされてきたアイヌ民族

と和人とではその意識に質的な差が見られることを示唆したい (VI.)。最後に、前編にて得られた知見を加味しながら本研究を総括し、今後の課題を提示したい (VII.)。

V. 設問項目間の統計的分析

1. 相関関係の検討

本研究におけるアンケート回答票は、①アイヌ文化施設への見学について、②アイヌ文化振興法について、③二風谷ダム判決について、④自由記入欄、⑤属性（民族、地域、性別、年齢）の5つの部分から構成されている。①～③の質問項目の概要を示しておく、①Q 1 アイヌ文化に関連する施設を訪れた回数（以下、「アイヌ文化施設への訪問回数」とする。）、Q 2 再び見たいという意思の程度〔5段階評価〕（以下、「再訪問の意思」とする。）、Q 3 アイヌ民族の伝統的生活空間「イオル」を再生する事業の構想への態度〔5段階評価〕（以下、「イオル構想への態度」とする。）、②Q 4 アイヌ文化振興法を知っているか〔3段階評価〕（以下、「振興法の認知度」とする。）、Q 5 振興法を知るに至った情報源、Q 6 同法においてアイヌ民族が先住民族であることが全く触れられていないことをどう思うか〔5段階評価〕（以下、「振興法での先住性非認定への態度」とする。）、Q 7 アイヌ伝統文化の普及政策が実現されていると感じる程度〔5段階評価〕、③Q 8 二風谷ダム判決において裁判所が国の機関として初めてアイヌ民族が先住民であることを認めたことについてどう思うか〔5段階評価〕（以下、「二風谷ダム判決での先住性認定への態度」とする。）、Q 9 ダム工事が違法であると宣言したことをどう思うか〔5段階評価〕（以下、「違法性の認定への態度」とする。）、Q 10 収用裁決を取り消すことができないとしてダム建設そのものは認めたことをどう思うか〔5段階評価〕（以下、「事情判決部分への態度」とする。）、Q 11 全体としてこの判決をどの程度評価するか〔5段階評価〕（以下、「二風谷ダム判決全体の評価」とする。）となる。

まず、Q 5 を除いて各項目がどの程度相互に関連性があるかを調べるため相関係数を計算したところ、表 1 のようになった。相関係数とは、データの測定単位によらない2つの変数間の相関関係の強さを評価する指標で、符号は相関関係の方向性を、絶対値の大きさは相関関係の強さを表す。値が- 1 か 1 に近いほど2変数間の関係が強く、逆に 0 に近いほど関係は希薄となる。なお、ここではそれぞれの値について無相関の検定（母相関係数が有意に 0 でないことを判断する検定）により相関関係が認められたものには網掛けが表示してある（1%有意）。

表 1. 全体の相関係数行列

相関係数	Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	Q 6	Q 7	Q 8	Q 9	Q 10	Q 11
Q 1	1.00									
Q 2	0.24	1.00								
Q 3	0.23	0.53	1.00							
Q 4	0.20	0.26	0.26	1.00						
Q 6	0.15	0.33	0.39	0.19	1.00					
Q 7	0.03	0.00	-0.02	0.11	-0.19	1.00				
Q 8	0.12	0.29	0.35	0.13	0.50	-0.18	1.00			
Q 9	0.06	0.19	0.25	0.11	0.31	-0.15	0.43	1.00		
Q 10	-0.05	-0.17	-0.12	-0.01	-0.24	0.25	-0.16	-0.35	1.00	
Q 11	0.00	-0.07	0.01	0.01	-0.14	0.28	0.04	-0.02	0.54	1.00

これによると、いくつかの関係が見えてくる。すなわち、相関関係があるとされたもののうち、①Q 2/Q 3, ②Q 3/Q 6, Q 3/Q 8, Q 6/Q 8, ③Q 8/Q 9, Q 9/Q10, Q10/Q11では相対的に高い係数が示された。まず、①からは、アイヌ文化関連の施設への再訪問の意思とイオル構想への態度には相関が見られること、つまり、アイヌ文化に関心を抱いている人ほどアイヌ文化の振興政策に肯定的であることが推察される。②からは、イオル構想への態度、振興法での先住性非認定への態度、二風谷ダム判決での先住性認定への態度の3項目の間には相互に関連が見られること、つまり、アイヌ民族が先住民であることについての意識が高い人ほどアイヌ文化の振興政策に積極的にいることが看取される。そして、③からは、二風谷ダム判決での先住性認定への態度、違法性の認定への態度、事情判決部分への態度、二風谷ダム判決全体の評価の間では隣り合う2項目で相関が確認できた。これは、二風谷ダム判決で先住性が認定されたことについての評価がダム工事の違法性の宣言および事情判決部分への態度に影響を与え、さらに事情判決部分が全体の評価に大きく影響を与えていることを示唆するものである。

ところで、Q10/Q11が+0.54と比較的高いプラスの値を示したことは予想外であった。というのも、これによればQ10において原告のアイヌ民族の請求を認めずダムそのものは残したこと（事情判決）を高く評価した人が判決全体について肯定的に解する傾向があることになり、少なくともこの2者の間ではマイナスの相関が見られるはずという期待が裏切られたためである。解釈としては、この統計結果から素直に、原告の請求を棄却したことを歓迎する人が判決全体を評価したと捉えるか、Q 8からQ 11までの回答欄が同じ形式の選択肢であったために設問をよく読まないで回答した人が圧倒的に多かったと考えるかのどちらかであろう。二風谷ダム判決の意義がアイヌ民族の先住性を認定したことにあると考えれば、前者の捉え方には無理があるように思われる。

次に、和人数の回答票を抽出し相関係数を求めた。その一覧が表3である。なお、表1と同様に、相関関係が認められたものには網掛けが施してある（薄い網掛け：5%有意、濃い網掛け：1%有意）。

表2. 和人の相関係数行列

相関係数	Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	Q 6	Q 7	Q 8	Q 9	Q10	Q11
Q 1	1.00									
Q 2	0.25	1.00								
Q 3	0.23	0.54	1.00							
Q 4	0.21	0.26	0.26	1.00						
Q 6	0.15	0.34	0.41	0.19	1.00					
Q 7	0.03	-0.01	-0.04	0.09	-0.20	1.00				
Q 8	0.13	0.29	0.34	0.13	0.50	-0.18	1.00			
Q 9	0.06	0.20	0.25	0.10	0.31	-0.15	0.43	1.00		
Q10	-0.05	-0.17	-0.11	0.02	-0.25	0.24	-0.16	-0.36	1.00	
Q11	0.00	-0.07	0.01	0.03	-0.12	0.27	0.07	0.01	0.53	1.00

表2の中から相対的に高い相関係数を拾い上げると、①Q 2/Q 3, ②Q 3/Q 6, Q 3/Q 8, Q 6/Q 8, ③Q 8/Q 9, Q 9/Q10, Q10/Q11①Q 2/Q 3, ②Q 3/Q 6, Q 3/Q 8, Q 6/Q 8, ③Q 8/Q 9, Q 9/Q10, Q10/Q11となり、表1と大差のない結果が得られた。これは、有効回答の圧倒的多数が和人数（711通、97.8%）であることから当然の帰結とも言える。

次に、アイヌ民族の回答票を抽出し、それに基づいて求めた相関係数の行列が表3である（薄い網掛け：5%有意，濃い網掛け：1%有意）。

表3. アイヌ民族の相関係数行列

相関係数	Q 1	Q 2	Q 3	Q 4	Q 6	Q 7	Q 8	Q 9	Q10	Q11
Q 1	1.00									
Q 2	0.04	1.00								
Q 3	0.24	0.54	1.00							
Q 4	-0.28	0.23	0.53	1.00						
Q 6	-0.07	0.14	0.51	0.36	1.00					
Q 7	0.12	0.34	0.84	0.67	0.68	1.00				
Q 8	0.17	0.53	0.63	0.09	0.16	0.26	1.00			
Q 9	0.32	0.25	0.24	-0.28	0.16	0.01	0.43	1.00		
Q10	-0.28	-0.27	0.11	0.31	0.32	0.42	-0.17	-0.68	1.00	
Q11	-0.21	-0.08	0.03	0.29	0.37	0.28	-0.04	-0.01	0.31	1.00

ここでは、①Q 7/Q 3，Q 7/Q 4，Q 7/Q 6，②Q 3/Q 8，③Q 9/Q10において極めて高い相関係数が見られた。Q 7を軸とした①からは、アイヌ伝統文化の普及政策が実現されていると感じている程度と、イオル構想への態度、振興法の認知度、振興法での先住性非認定への態度との間にはそれぞれ関連性があることが判明した。このことから、アイヌ文化振興法の存在は当然ながら知っており（全員が知っていると同答していた）、同法で先住性が明記されていないことに極めて強い不満を抱いており、イオル構想には期待を寄せているものの、その実現の度合いには少々疑問を感じているというアイヌ民族回答者の姿が浮かび上がってきた。②からは、イオル構想への態度と二風谷ダム判決での先住性認定への態度には正の相関関係があること、すなわち、裁判所がアイヌ民族の先住性を認めたことを歓迎するとイオル構想にも積極的な態度を示すことになるということが分かった。③からは、違法性の認定への態度と事情判決部分への態度の間には強い負の相関があること、すなわち、ダム工事はアイヌ民族の文化享有権を侵害するから違法と宣言したことについては高く評価する一方で、ダム建設がすでに終了しているために原告の請求を裁判所が認めなかったことを非難する傾向がアイヌ民族に見られることが明らかになった。これが和人よりも相当程度高い相関係数であることから、アイヌ民族と和人との意識の違いがここでも浮き彫りになった。

2. 因果関係の分析（パス解析）

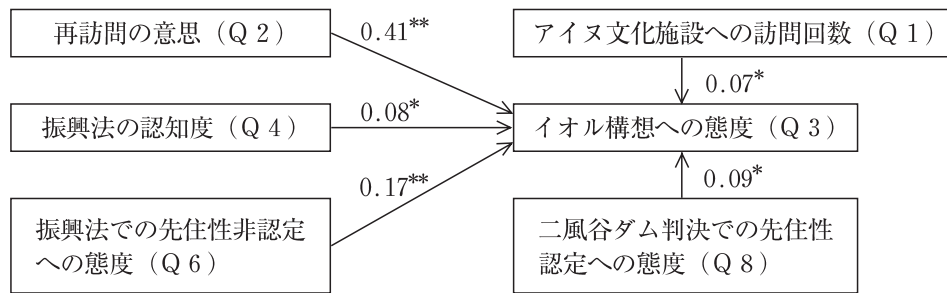
次に、前節において行った相関係数の分析を基礎データとして、項目間の因果関係の検証を試みる。相関係数はあくまでも相互の結びつきの度合いを示す指標であったのに対し、因果関係を表すパス係数は、どの独立変数がどれくらい従属変数を説明するかを評定するものであり、これにより最も影響を与えた要因（項目）を特定することができる。本研究においては、次のような手続きを踏むこととする。まず説明される変数（目的変数）であるが、「イオル構想への態度」「アイヌ民族の先住性への意識」「二風谷ダム判決の評価」の3つに絞る。なぜならば、これらが本調査項目の中で最も少数者の人権意識に密接に関連すると思われるからである。次に、相関係数を参考にそれぞれに説明変数を選定した上で、それらの変数が目的変数を説明するという仮説を立てる。そして、重回帰分析から得られた標準偏回帰係数（パス係数）およびその有意性の判定からその仮説の検証を行う。その中で適宜パス図を示すことにする。

(1) イオル構想への態度 (Q 3)

前節での相関係数の分析より、イオル構想への態度を説明する変数としては、アイヌ文化施設への訪問回数 (Q 1)、再訪問の意思 (Q 2)、振興法の認知度 (Q 4)、振興法での先住性非認定への態度 (Q 6)、二風谷ダム判決での先住性認定への態度 (Q 8) が考えられる。

まず回答者全体について、Q 3 を目的変数、上記の 5 つを説明変数とする重回帰分析を行ったところ、図 1 の結果が得られた (**: 1%有意, *: 5%有意)。

図 1. イオル構想に関するパス図 (全体)

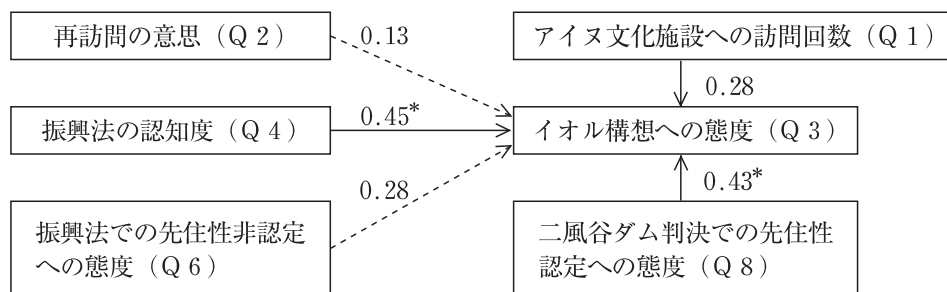


これによると、イオル構想への態度の決定に最も影響を与えたと考えられるのは、アイヌ文化施設への再訪問の意思ということになる。その他には、振興法での先住性非認定への態度がやや高い数値を示しているものの、アイヌ文化施設への訪問回数、振興法の認知度、二風谷ダム判決での先住性認定への態度はほとんどイオル構想への意識の傾向と関連性を持たないことが分かった。このことから、イオル構想に賛同するかどうかを決めるのは、振興法を知っているとか、アイヌ民族博物館等に行ったことがあるということではなく、むしろ、アイヌ文化そのものに関心を持つに至ったかどうかと深く関係している可能性がある。本研究で対象とした調査地域は、アイヌ関連の文化施設でのイベントが比較的盛んに行われ、道内の他の地域よりもアイヌ文化に触れ振興法の存在を知る機会に恵まれているが、そのような状況の中で、上記の内容の調査結果が示されたことには大きな意味があると考えられる。すなわち、単にハード面から設備を投入してその存在をアピールするだけでなく、アイヌ文化の豊かな精神性を効果的に伝えるようなソフト面からの工夫があれば、イオル事業拡大へ向けての地元地域のより大きな財政的・精神的サポートが得られるように思われる。

なお、和人の回答票を抽出して同様のパス解析を行ったところ、ほぼ同じ傾向が見られた。

次に、アイヌ民族回答者のパス解析を行ったところ、図 2 の結果が得られた (*: 5%有意)。なお、点線矢印は非有意なパスである。

図 2. イオル構想に関するパス図 (アイヌ民族)



ここでは、アイヌ民族の意識には和人とは相当異なる傾向が見られる。まず、再訪問の意思とイオル事業への賛否との間には有意なパスが存在しないが、これはアイヌ民族が当事者であることから当然の帰結とも

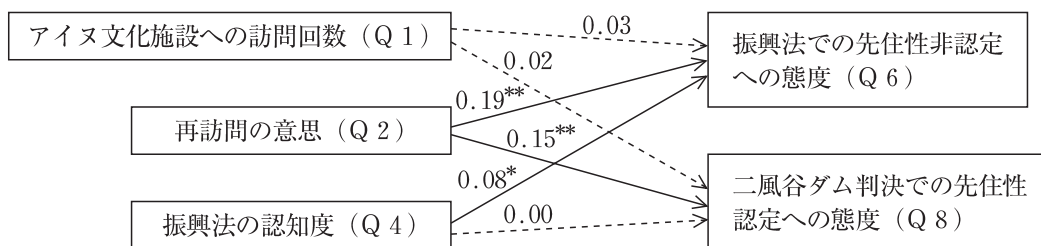
解釈できる。和人の傾向とは逆に、振興法の認知度および二風谷ダム判決での先住性認定への態度がイオル構想への態度に強い影響を与えていると解釈できる。このことから、アイヌ民族にとっては振興法への関心がイオル構想への意識と直結していることが看取できる。

(2) アイヌ民族が先住民であることへの意識 (Q 6, Q 8)

相関係数を検討したところ、振興法および二風谷ダム判決でのアイヌ民族の先住性に関する意識 (Q 6, Q 8) を説明する変数としては、アイヌ文化施設への訪問回数 (Q 1), 再訪問の意思 (Q 2), 振興法の認知度 (Q 4) が有力となった。

まず回答者全体について、Q 6 および Q 8 を目的変数、上記の3つを説明変数として重回帰分析を行ったところ、図3の結果が得られた (**: 1%有意, *: 5%有意)。なお、点線矢印は非有意なパスを表している。

図3. アイヌ民族の先住性に関するパス図 (全体)



ここでも、アイヌ文化施設への再訪問の意思が先住性への意識に作用しており、アイヌ文化に対して一定の持続的関心を抱いているほど、アイヌ民族の人権への意識が高いことが分かる。これとは対照的に、アイヌ文化施設への訪問回数および振興法の認知度は先住性への意識にほとんど影響を及ぼしていないことも浮き彫りになった。

なお、和人の回答票を抽出して同様のパス解析を行ったところ、ほぼ同じ結果が得られた。

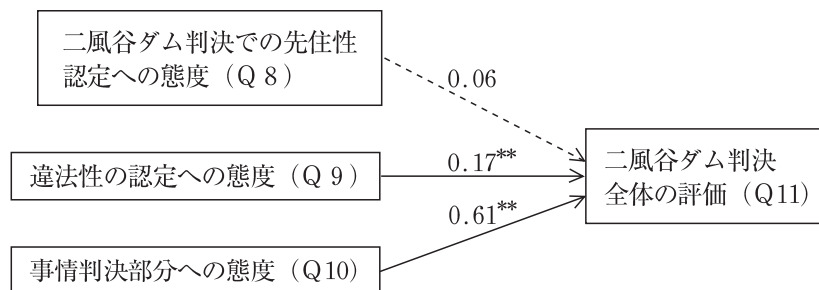
また、アイヌ民族の回答票についてパス解析を行ったが、有意なパスは見い出せなかった。

(3) 二風谷ダム判決の評価 (Q11)

相関係数の分析によるまでもなく設問の構造上、二風谷ダム判決を全体としてどう評価するか (Q11) は、二風谷ダム判決での先住性認定への態度 (Q 8), ダムの違法性の認定への態度 (Q 9), 事情判決部分への態度 (Q10) に依存することは容易に予想されるところである。ここでは、どの項目が最も強い影響を与えているかが主たる検討内容であった。

回答者全体について、Q11を目的変数、上記の3つを説明変数として重回帰分析を行ったところ、図4の結果が得られた (**: 1%有意)。点線矢印は非有意なパスである。

図4. 二風谷ダム判決に関するパス図 (全体)



これによれば、事情判決部分への態度が最も強く判決全体の評価に結びついていることが分かる。これに対して、先住性認定部分はほとんど判決の評価と関連性がないということになり、予想外の結果であった。前節でも議論した通り、設問が難解なためその正確な趣旨が回答者に十分に伝わらず、直前の回答に強く影響されるという現象が大規模に起こった可能性も否定できない。

なお、和人の回答票を抽出して同様の重回帰分析を行ったところ、ほぼ同じ結果が得られた。

また、アイヌ民族の回答票について重回帰分析を行ったが、有意なパスは見出すことができなかった。

ところで、前編で指摘したように、アイヌ民族の半数以上が二風谷ダム判決を全体として「良くない」と評価しているが、その要因を重回帰分析で割り出すことができるのだろうか。有意なパスとはならなかったものの、事情判決部分に対する評価（Q10）の標準偏回帰係数は0.58という相対的に高い値であった。このことから、ダム建設そのものは裁判所が認めたことについてとりわけ否定的となったために、判決全体の印象が悪くなったという解釈も成り立つように思われる。或いは、そもそも裁判所を含む国の機関は信頼できないとアイヌ民族が考えているのかも知れない。この点については、他日の調査において詳しい分析を試みたい。

3. 小 括

相関係数の分析によれば、アイヌ民族と和人では、その回答パターンの違いが複数確認された。特に、二風谷ダム判決の判示内容について、ダムの違法性を宣言しながらダムそのものを残すことを認めたことについてアイヌ民族が否定的であることが判明した。

因果関係の分析（パス解析）からは、和人の意思決定パターンに興味深い傾向が見られた。当初の予想では、文化施設への訪問回数が多いほどアイヌの人々の人権への意識が高くなるのではないかと考えていた。だが、パス解析により明らかになったのは、訪問回数ではなく、もう一度イベントを見てみたいと思うかどうか（再訪問の意思）が、先住性・イオル構想・二風谷ダム判決への態度に支配的な影響を及ぼしているということだった。つまり、実際にアイヌ文化に触れたことがあるかどうかよりも、興味・関心を抱いているかどうかの方が重要であることが判明した。また、アイヌ民族にとっては、振興法の意識がイオル構想への態度に直接的に結びつきやすいことが分かった。

VI. コメント欄（Q12）の分析

アンケート回答票の最後の設問は、「アイヌ文化振興法等について何かご意見がございましたら、ご自由にお書き下さい」というものであり、自由記入欄とした。合計のコメント数は200以上にものほり、それぞれの回答者の率直な見解が多数寄せられ（中には原稿用紙数枚を別添しアイヌ民族に対する思いを綴ったものもあった）、人権問題を一般の人々がどのように考えているのかを知る重要な資料となった。ここでは、以下の項目に分け代表的と思われる意見を一部紹介したい。なお、今回の調査では二風谷ダム（平取町）とは馴染みの薄い地域が大半であったため、二風谷ダム判決に関する意見は極めて少数であったことを付記しておく。

1. 少数者（アイヌ民族）の意見

回答数は少なかったものの、アイヌ民族から見た振興法の実態の一端に触れることのできる貴重な意見を得ることができた。その趣旨を正確に伝えるため、その全文をここに掲載する。「元々、日本民族とアイヌ民族は異民族である。日本国は弱小のアイヌ民族に何の説明もしないままにアイヌを日本国民に組み込み住

んでいる土地を奪った。更にアイヌ文化まで否定しその生活の手段である川漁や薪狩りを禁止した。このような不条理が今迄見過ごされて来たのだ。ようやく平成9年にアイヌ文化振興法が成立したが、一部のアイヌにのみ（アイヌ文化に関係している、文化面の活動をしているアイヌにのみ）恩恵があるもので、一般のアイヌには何の恩恵もない。アイヌの若い世代の教育に予算をつぎ込んで欲しい。大学や大学院、海外留学など、勉強したい希望者には無料で勉学させる機会を与えて欲しい。そうすれば次の時代にはアイヌにとって今よりましな（社会が）（展望が）期待されると思う。」（女性、白老町）。「我が民族にとっては大変有難い法の制定とうれしく思います。しかし私は若い頃から主張を続けているのは現代社会の人間としての厳しい自覚がなければ…という一貫した信念は変わりません。」（男性、新ひだか町）。

2. 多数者（和人）の意見

この法律の制定に対する意見としては、その内容を批判するものが多数見られた。例えば、「アイヌ新法は、一部の実力者に予算付のために作られた法律であって、それに基づく助成金はイベントの為に使う事がほとんどだ。」（男性、新ひだか町）、「アイヌ文化、伝統等の振興普及に対する具体的な政策が未整備であり、国が同法における具体的な施策を実施すべきと思う。例えば、国立のアイヌ民族博物館、アイヌ研究機関の設置と各地域のアイヌ民族及び研究者への補助制度などを充実させるべきである。また、同法にはアイヌ民族の権利等が設けられていない。アイヌ民族に対する差別が行われてきたことを考えれば、最低限の保障をすべきである。」（男性、白老町）、「アイヌ民族文化の継承は必要と思いますが同じ国民町民であり、アイヌだから和人だからと区別、差別又優遇する事には大反対です。」（男性、白老町）、「アイヌ新法は国民的意識の中で制定されたとは思えない。」（男性、旭川市）、「アイヌ文化はとても大切な文化だと思うので、この法はあったほうが良いですが、詳しい内容が分からないので大賛成ということも出来ません。でも、先住民であるアイヌの人達を迫害して少数民族にしてしまったのは私達和人なので、この文化を守っていく努力と手助けするのは当然の事だと思います。」（女性、旭川市）などがあった。

イオル構想およびアイヌ観光のあり方についても多様な意見が寄せられた。すなわち、「やはりアイヌ文化振興については一部の研究者や国の関係者だけでなく、地域の多くの有識者、学生などの意見を集約して将来の展望をまとめていくことが大事ではないかと思われます。また、先人の功績などについても再評価してその当時の時代背景と共に要約して後世に残すことも北海道の文化史として必要ではないかと思われます。

（例、松浦武四郎・金田一京助・高橋房二郎・萱野茂など）」（男性、白老町）、「私の友達（アイヌ）は、イオルは関係ないといっています。でも、観光を生業としている人はちがいます。アイヌの人達（和人でも）自体、もう少しひとつにまとまらなければ意味のないものになってしまう。私の友達はあまりアイヌアイヌと騒いで欲しくないといっています。」（男性、白老町）、「振興法の制定は、仏作って魂入れずの単なる姿勢に過ぎず、法の精神を積極的に実現しようという熱意が行政には全く見られない。私はアイヌの自然観・宗教思想は他のいかなる宗教、哲学にも勝ると思っております。」（男性、白老町）、「米国のインディアン対応と同様、かつて北海道開拓の名のもとに先住民の生活圏を侵略したという事実を日本史としてきちんと教育すべき。」（和人、男性、新ひだか町）、「文化と伝統を後世に残すことは大いに賛成で小・中の初等教育でも取り上げ、是非進めて欲しい。また、アイヌ文化の現在との調和も大きな問題だと思う。アイヌ文化が単なる観光資源（見世物）ではなく、北海道の地名のように広く、深く、溶け込んで生活の一部となるような、官学民の努力を望むとともに、家庭での教育の必要性を感じている。自らの責任も強く感じます。」（男性、釧路市）、「アイヌの文化は現社会の抱えている環境問題、自然再生課題等を解決する手だてが生きている。もっと、アイヌ文化の良さを大いに発信すべきだと考える。」（女性、旭川市）などの意見があった。

VII おわりにかえて

芥川龍之介の短編小説「藪の中」では、殺人事件をめぐる裁判で7人の証言者の主張が完全に食い違う話が展開する。これは、置かれている立場によってももの見方がいかに変わるかを見事なまでに表現している。つまり、同一の対象物であっても、当事者か否か、歴史的に深い関わりがあったか否かで、その捉え方は全く異なるということである。アイヌ文化振興法についても、当事者であるアイヌ民族と、社会の多数者としてその法律を制定した和人とでは、その受け止め方に大きな違いがあるはずである。その違いの具体的内容は何か、どの程度のものなのかを調べたいと思ったのが、本研究を導いた直接の契機であった。

本稿では、アンケート調査の項目間の相関関係および因果関係の検討、自由記入欄に記されたアイヌ民族の人権に対する一般市民の多様な見解の紹介を行った。その中で得られた知見は、アイヌ人々の人権問題に取り組むにあたって鍵となるのは、アイヌ文化の豊かさに触れる機会を一般の人々に与え、継続的な興味・関心を持たせるような環境の整備にあるというものである。前編においては、種々のアイヌ文化振興策に対する意識は、アイヌ民族と和人では違いが見られ、しかも地域差が大きいということが明らかになった。これらを総合すると、文化の異質性を認識しそれを理解しようとする環境作りをそれぞれの地域でいかに行うかが今後の重要な課題となるものと思われる。

ところで、本研究においては、少数者と多数者の意識の違いを主眼とし、アイヌ文化振興法および二風谷ダム判決を素材とした意識調査を対象とした統計的検討に多くの努力を捧げてきたが、調査対象者およびアンケート調査内容には多くの課題を残した。まず対象者について言えば、肝心のアイヌ民族からの資料の絶対量が少なかった。聞き取り調査などの別の手段を充実させる必要があったかも知れない。また、アンケート調査の設問そのものも、特定の判決や法律に特化されており、狭きに失した感がある。これらについては、検討が不十分であったことは認めざるを得ない。今後はこの点にも留意しつつ、少数者の人権問題について考察を重ねていきたい。

参考文献

- E・アラン・リンド&トム・R・タイラー、菅原郁夫・大淵憲一訳『フェアネスと手続きの社会心理学——裁判、政治、組織への応用——』（ブレーン出版、1995年）
 トム・R・タイラー他、大淵憲一・菅原郁夫監訳『多元社会における正義と公正』（ブレーン出版、2000年）
 R・E・ヘンケル、松原望・野上佳子訳『統計的検定——統計学の基礎』（朝倉書店、1982年）
 天野徹『社会統計学へのアプローチ——思想と方法』（ミネルヴァ書房、2006年）
 萱野茂・田中宏編『アイヌ民族二人の叛乱 二風谷裁判の記録』（三省堂、2003年）
 成田得平他『近代化の中のアイヌ差別の構造』（明石書店、1998年）
 堀内光一『アイヌモシリ奪回——検証・アイヌ共有財産裁判』（社会評論社、2004年）
 小笠原信之『アイヌ共有財産裁判——小石一つ自由にならず』（緑風出版、2004年）

（追記）

本研究は、文部科学省の科学研究費補助金（若手研究(B)）の助成（「先住民族との土地紛争に関する司法の機能」課題番号17730003、平成17～18年度）による成果の一部である。

アンケートを実施させて頂いた旭川市、釧路市、白老町、新ひだか町の住民の皆様には貴重なご意見を多数いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。本稿において誤記、不適切な解釈・表現があるとすれば、全て筆者の責任です。

（旭川校准教授）